

青森県居住支援法人一覧表

指定番号	指定年月日	居住支援法人		支援業務の概要		支援業務の対象者								
第1号	R2.4.15	法人の名称	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	支援業務を行う区域	青森県全域	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	妊娠している者がいる世帯	○	
		事務所の名称				被災者(発災後3年以内)	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	若年要支援・要介護認定者	○	
		事務所の住所	青森市中央三丁目20番30号	支援業務の範囲	家賃債務保証	○	高齢者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	刑余者等	○
		電話	017-723-1391		入居支援	○	障がい者	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	要配慮者への支援者	○
		メール	shiwase@aosyakyo.or.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	保護観察対象者	○	戦傷病者	○		
		HP	http://aosyakyo.or.jp/		賃貸人への情報提供		外国人	○	刑の執行のために矯正施設に収容されていた者	○	児童養護施設退所者等	○		
					残置物処理		中国残留邦人等	○	困難な問題を抱える女性	○	性的マイノリティ	○		
		附帯業務	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	UJターン転入者	○					
第2号	R2.5.12	法人の名称	一般社団法人 日本サンライフ終身元保証協会	支援業務を行う区域	青森県全域	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	ハンセン病療養所入所者等	-	被災者(国交大臣指定災害)	-	妊娠している者がいる世帯	○	
		事務所の名称				被災者(発災後3年以内)	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	若年要支援・要介護認定者	○	
		事務所の住所	八戸市城下四丁目9番5号	支援業務の範囲	家賃債務保証	-	高齢者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	刑余者等	-
		電話	0120-116-561		入居支援	○	障がい者	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	-	要配慮者への支援者	○
		メール	sunlife.m@outlook.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	保護観察対象者	-	戦傷病者	-		
		HP	https://www.maru-navi.net/sunlife/		賃貸人への情報提供		外国人	-	刑の執行のために矯正施設に収容されていた者	-	児童養護施設退所者等	○		
					残置物処理		中国残留邦人等	-	困難な問題を抱える女性	-	性的マイノリティ	○		
		附帯業務	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	UJターン転入者	○					
第3号	R3.8.20	法人の名称	社会福祉法人 むつ市社会福祉協議会	支援業務を行う区域	むつ市	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	妊娠している者がいる世帯	-	
		事務所の名称				被災者(発災後3年以内)	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	若年要支援・要介護認定者	-	
		事務所の住所	むつ市中央一丁目8番1号	支援業務の範囲	家賃債務保証	-	高齢者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	-	刑余者等	-
		電話	0175-33-3023		入居支援	○	障がい者	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	要配慮者への支援者	-
		メール	shakyo624@mutusshakyo.or.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	保護観察対象者	○	戦傷病者	○		
		HP	http://mutusshakyo.jp/		賃貸人への情報提供		外国人	○	刑の執行のために矯正施設に収容されていた者	○	児童養護施設退所者等	-		
					残置物処理		中国残留邦人等	○	困難な問題を抱える女性	○	性的マイノリティ	-		
		附帯業務	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	UJターン転入者	-					
第4号	R4.1.31	法人の名称	社会福祉法人 楽晴会	支援業務を行う区域	三沢市、六戸町、おいらせ町	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	妊娠している者がいる世帯	○	
		事務所の名称				被災者(発災後3年以内)	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	若年要支援・要介護認定者	○	
		事務所の住所	三沢市東町四丁目4番地7号	支援業務の範囲	家賃債務保証	-	高齢者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	刑余者等	○
		電話	0176-51-0585		入居支援	○	障がい者	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	要配慮者への支援者	○
		メール	kvoju-shien@rakuseikai.or.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	保護観察対象者	○	戦傷病者	○		
		HP	https://www.rakuseikai.or.jp/		賃貸人への情報提供		外国人	○	刑の執行のために矯正施設に収容されていた者	○	児童養護施設退所者等	○		
					残置物処理		中国残留邦人等	○	困難な問題を抱える女性	○	性的マイノリティ	○		
		附帯業務	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	UJターン転入者	○					

第5号	R4.7.21	法人の名称	ビジョナリー・アンド・カンパニー 株式会社	支援業務を行う区域	弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、西目屋村、藤崎町、大朝町、田舎館村、板柳町、鶴田町	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	妊娠している者がいる世帯	○		
		事務所の名称				被災者(発災後3年以内)	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	若年要支援・要介護認定者	○		
		事務所の住所	弘前市大字土手町211番地10			家賃債務保証	-	高齢者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	刑余者等	-
		電話	0172-38-0980			入居支援	○	障がい者	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	要配慮者への支援者	○
		メール	dotemachi@v-and-c.co.jp			入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	保護観察対象者	-	戦傷病者	○		
		HP	https://www.ouchi-i.com/support/			賃貸人への情報提供		外国人	○	刑の執行のために矯正施設に収容されていた者	○	児童養護施設退所者等	○		
						残置物処理	○	中国残留邦人等	○	困難な問題を抱える女性	○	性的マイノリティ	○		
		附帯業務	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	UJターン転入者	○						
第6号	R6.3.21	法人の名称	社会福祉法人 共生の社	支援業務を行う区域	十和田市	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	妊娠している者がいる世帯	○		
		事務所の名称				被災者(発災後3年以内)	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	若年要支援・要介護認定者	○		
		事務所の住所	十和田市大字三本木字一本木沢103-7			家賃債務保証	-	高齢者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	刑余者等	○
		電話	080-9279-4657			入居支援	○	障がい者	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	要配慮者への支援者	○
		メール	kvoivushien@kvouseinomori.or.jp			入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	保護観察対象者	○	戦傷病者	○		
		HP	https://kvouseinomori.or.jp/			賃貸人への情報提供		外国人	○	刑の執行のために矯正施設に収容されていた者	○	児童養護施設退所者等	○		
						残置物処理	○	中国残留邦人等	○	困難な問題を抱える女性	○	性的マイノリティ	○		
		附帯業務	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	UJターン転入者	○						
第7号	R6.3.21	法人の名称	消費者信用生活協同組合	支援業務を行う区域	青森市	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	妊娠している者がいる世帯	○		
		事務所の名称				被災者(発災後3年以内)	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	若年要支援・要介護認定者	○		
		事務所の住所	青森市安方1丁目3-5小田島ビル3階			家賃債務保証	-	高齢者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	刑余者等	○
		電話	0120-102-393			入居支援	○	障がい者	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	要配慮者への支援者	○
		メール	jin@iwate-cfc.or.jp			入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	保護観察対象者	○	戦傷病者	○		
		HP	https://www.cfc-ss.coop/			賃貸人への情報提供		外国人	○	刑の執行のために矯正施設に収容されていた者	○	児童養護施設退所者等	○		
						残置物処理	○	中国残留邦人等	○	困難な問題を抱える女性	○	性的マイノリティ	○		
		附帯業務	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	UJターン転入者	○						

◆支援業務の範囲について◆

- ① 家賃債務保証：セーフティネット住宅事業者からの要請に基づいて、セーフティネット住宅への入居の際の家賃債務保証を行います。
- ② 入居支援：賃貸住宅へ入居したい方に対して、スムーズな入居につなげるための情報提供、相談等のサポートを行います。
- ③ 入居者支援：賃貸住宅に入居中の方に対して、生活を支えるための情報提供、相談等のサポートを行います。
- ④ 附帯業務：家賃債務保証、入居支援及び入居者支援を行う上で必要となる様々なサポートを行います。

※それぞれの居住支援法人で、実施可能なサポート内容が異なります。詳細は、各居住支援法人に直接お問い合わせください。